

1. 事業の全体計画

○事業場の所在地

本社 島根県松江市八幡町 880-8 電話番号 (0852) 38-9090

事業場 島根県松江市八幡町 880-8 (中間処理、運搬車両基地) 電話番号 (0852) 38-9090

島根県松江市下東川津町 622 PS 事業部 (建設業) 電話番号 (0852) 31-1671

○収集運搬計画

書面による契約に基づき、島根県及び鳥取県内の産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)を、島根県及び鳥取県内の処理施設又はリサイクル施設へ適正に運搬する。また、収集に際しては可能な限り分別収集し、リサイクル又は減容化を実施して、最終処分する産業廃棄物を抑制する。運搬車両の洗車は、屋内洗車場にて行い、洗車排水は全量を油水分理層を通し、公共下水道へ排出する。

積替え保管行為は該当なし

○処分計画

自社運搬又は契約に基づく排出事業者及び運搬業者の運搬、搬入された産業廃棄物を工場屋内に於いて適正に減量又はリサイクルのための処理を行い、委託契約に基づいた県内の処理施設へ自社運搬する。また、貯留にあたっては、工場内の定められた場所に於いて、飛散、悪臭を防止し適正に貯留する。工場内は日常洗浄を心がけ、清潔を保持し、悪臭、害虫の発生を防止する。

工場排水は、放流せずに定期的に汲み取り、委託処分場で適正に処理を行う。

2. 収集運搬する産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び運搬量等

① 廃棄物の種類ごとの運搬量

産業廃棄物の種類		運搬量 (m ³ /月)	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管場所の所在地	備考 性状等
1	燃殻	50.0	該当なし	粉粒状
2	汚泥	30.0	同 上	泥状
3	廃油	4.0	同 上	液状
4	廃酸	0.1	同 上	液状
5	廃アルカリ	0.1	同 上	液状
6	廃プラスチック類	1000.0	同 上	固形
7	紙くず	10.0	同 上	固形
8	木くず	150.0	同 上	固形
9	繊維くず	10.0	同 上	固形
10	ゴムくず	10.0	同 上	固形
11	金属くず	450.0	同 上	固形
12	ガラスくず等	20.0	同 上	固形
13	がれき類	20.0	同 上	固形
14	ばいじん	4.0	同 上	粉粒状
15	動植物性残渣	6.0	同 上	固形
	石綿含有	0.1	同 上	固形

水銀使用製品	3.0	同 上	固形
--------	-----	-----	----

特別管理産業廃棄物の種類		運搬量 (m ³ /月)	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管場所の所在地	備考 性状等
1	廃油（揮発油類、灯油類、軽油類又はトリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンのみを含むことにより、有害なものに限る）	2.0	該当なし	鉄製容器入
2	廃酸（水素イオン濃度2.0以下のものに限る、特定有害産業廃棄物であるものを除く）	1.0	同 上	ポリ又はガラス容器入
3	廃アルカリ（水素イオン濃度12.5以上のものに限る、特定有害産業廃棄物であるものを除く）	0.5	同 上	ポリ又はガラス容器入
4	感染性産業廃棄物	30.0	同 上	ポリ又は二重構造ダンボール容器入
5	汚泥（トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンのみを含むことにより、有害なものに限る）	0.0	同 上	ポリ容器入
6	廃石綿等	1.0	同 上	厚手のプラスチック袋2重梱包

② 契約排出事業者の職種

家電量販店、建築・土木業、プラント製造・建設業、医療機関、電気工事業等約100社

③ 契約排出事業場及び運搬先の処分場の所在地

島根県及び鳥取県内

3. 環境保全措置の概要

A. 収集運搬

(1) 収集に際し講ずる措置

リサイクル目的の分別収集を推進し、最終処分される産業廃棄物を減量する。

リサイクル量を月次管理し、年度及び中期計画に基づいて達成状況を監視する。

排出事業者に対して適正処理及び環境保全上の情報を提供または指導する。

(2) 運搬に際し講ずる措置

飛散、流出、悪臭の防止を図る為、廃棄物の性状、荷姿に合った構造の車両で運搬を行う。

荷台をシートで覆う。専用容器（蓋付ドラム等）及び密閉型コンテナを使用して運搬を行う。

過積載、排気ガス、騒音等に注意をして運搬を行う。

車両のタイヤ及び車体に廃棄物等の付着をさせたまま運搬を行わない。

運搬終了後には洗車を行い、悪臭、害虫の発生を防止する。

構内走行速度規制を行い、車両騒音と振動を抑制する。

燃料消費量を管理し、地球温暖化ガスの発生を抑制するための施策を計画し実施する。
汚泥を回収する際は、汚泥用ダンパー車で収集運搬し、吸引距離、車両の位置関係を確認し、安全に作業を行います。

(3) 1、廃石綿等の運搬に際し講ずる措置

廃石綿等がその他の物と混合するおそれのないように、その他の廃棄物とは同一車両では運搬しない。

廃石綿等は、必ず直送し、再飛散の危険をさけること

廃石綿等を運搬する際は、十分な強度を有する耐久性の材料で二重に梱包されているかを確認する。積み込み、荷卸し等の作業条件を十分に考慮して、容器に破損等のおそれのないものとする。

万が一、廃石綿等の飛散のおそれが生じた場合には、速やかに散水等を行い湿潤化させ又は覆いをかける等の措置を講じた後、適切に処理する。

運搬容器の破損事故が起こった時は、排出事業者に速やかに連絡する。

運搬車及び運搬容器は、廃石綿等が飛散し、流出するおそれのないものとし、収集運搬を行なう際は、運搬車両の荷台にシートをかける。

2、水銀使用製品産業廃棄物の運搬に際し講ずる措置

水銀使用製品産業廃棄物（蛍光管）は破損・混合することのない専用容器を使用し、更に飛散防止のおそれのないよう運搬車両の荷台にはシートを掛けて予定運搬先に運搬する。

(4) 積み替え保管施設において講ずる措置

該当なし

(5) その他

環境負荷低減に努め、社員に、環境教育を行います。

苦情についても、誠意をもって対応します。

B.処分

(1) 中間処理施設に際し講ずる措置

○廃棄物の飛散について

廃棄物の貯留及び処理はすべて工場内部で行い飛散を防止致します。従業員による日常点検を実施し、飛散防止を徹底する。

○施設の騒音、振動について

工場内部にて作業を行い規制値以下に抑える。

作業中は、窓及びシャッターを閉鎖し、外部への騒音をより抑制する。

隣地境界での騒音測定を年一回実施し、定量的監視を行う。

○悪臭等の臭気について

処理終了後には工場内を清掃し、定期的に床洗浄等を実施する。

○排水について

床洗浄による工場排水については下水及び周辺河川への放流は行わず、集水溝に集めてバキューム車で汲み上げた上、汚泥として処理する。

洗車排水については、分離層にて油分を分離後、公共下水道へ流す。

また、分離層は定期的に点検、清掃の管理を実施する。

(2) 保管施設において講ずる措置

貯留については工場内部のみとし、飛散及び悪臭の発散がないようにしたうえで処理能力を超過しないように搬入量と処分量を調整する。

(3) 最終処分場において講ずる措置

該当なし